

シューカツNAGANO応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学生等が在学中に県内企業を知る機会を充実させるとともに、卒業後の長野県内への就職及び移住を促進するため、予算の範囲内において県内企業が実施するインターンシップ等又は採用活動等に参加する際に要した経費に対して助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 大学生等 大学等に在籍している学生をいう。
- (3) 法人等 法人又は事業所等を設けて事業を行う個人をいう。
- (4) 官公庁等 国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人をいう。
- (5) 事業所等 本社、支社、営業所、工場など事業活動が行われている場所をいう。
- (6) インターンシップ等 大学生等が在学中に、事業所等において行う就業体験を含むプログラムであって、プログラム期間が1日の場合にあつては概ね6時間以上、2日以上、2日以上のプログラムにあつては概ね1日当たり4時間以上のものをいう。（官公庁等が実施するもの又は採用活動等に該当するものを除く。）
- (7) 採用活動等 法人等が大学生等に対して実施する、採用選考活動並びに内定者を対象とした内定式及び研修等の活動をいう。（官公庁等が実施するものを除く。）

(助成金の申請区分)

第3条 この助成金の申請区分は次の各号に掲げるものとする。

- (1) インターンシップコース
- (2) 就職活動コース

(助成金の対象者等)

第4条 この助成金の交付対象者、交付対象事業、交付対象経費、助成金額、申請回数の上限及びその他の要件は、申請区分に応じて、別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に規定する申請者の居住地に応じた交通費の基準額及び基準額の2分の1の額は別表第2のとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本助成金と趣旨を同じくする国又は地方公共団体の補助金等を受給する場合は、本助成金を支給しない。

(交付の条件)

第5条 次の各号に掲げる事項は、この助成金の交付の条件とする。

- (1) 事業終了後5年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。
- (2) 虚偽の申請があった場合は、交付決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を

求めることがあること。

(交付申請及び実績報告書)

第6条 この助成金を申請しようとする者は、申請区分に応じて次表に掲げる書類を令和7年6月2日から令和8年3月10日までに、知事に提出しなければならない。

インターンシップコース	就職活動コース
(1)交付申請書兼実績報告書(様式第1号の1)	(1)交付申請書兼実績報告書(様式第1号の2)
(2)インターンシップ等参加証明書(様式第2号の1)	(2)内 定 証 明 書(様式第2号の2)
(3)その他知事が必要と認める書類	(3)その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定による書類の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 知事は、前条の規定による助成金の額の確定を行った者に対し、請求書(様式第3号)により、同条の規定による確定額に基づき、助成金を支払うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この助成金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

申請区分	インターンシップコース	就職活動コース
交付対象者	次の(1)及び(2)の要件を満たす大学生等とする。 (1) 長野県が開設する就活支援ポータルサイト「シューカツNAGANO」のメールマガジンの登録を行っていること (2) 資本金又は出資金の総額が30億円未満であり、かつ、常時雇用する従業員が1,000人未満である法人等の、県内事業所等で行われたインターンシップ等に参加したこと	次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たす大学生等とする。 (1) 大学等の卒業年度において、大学等に在籍し、当該大学等を卒業する見込みであること (2) 卒業年度に県内に事業所等を有する法人等の、県内で行われた採用活動等に参加し、かつ、当該法人等に就職することが内定（内々定を含む。）していること (3) 卒業後に上記内定した法人等に就職し、県内に居住する意思を有していること
交付対象事業	令和7年4月1日以降に開始し、令和8年2月末日までに終了したインターンシップ等	令和7年4月1日から令和8年2月末日までに行われた採用活動等
交付対象経費	次の(1)及び(2)とする。 (1) 交通費 在居住地とインターンシップ等実施事業所等とを往復するために必要な公共交通機関の利用に要した経費。 (2) 宿泊費 インターンシップ等の実施期間（当該期間の初日の前日を含む。ただし、当該初日が4月1日である場合を除く。）に、インターンシップ等実施事業所等の近傍において滞在するために要した実費経費。（食費を除く。）	交通費 在居住地と採用活動等実施事業所等とを往復するために必要な公共交通機関の利用に要した経費
助成金額	次の(1)及び(2)の合算額とする。 (1) 交通費 ア 県外在住者 在居住地に応じて設定した基準額 イ 県内在住者 在居住地及びインターンシップ等実施事業所の所在地に応じて設定した基準額 (2) 宿泊費 最大3泊分の実費（ただし、その金額が1泊につき5,000円（税込み）を超える場合は、5,000円とする。） ※ 法人等から交通費の支給がある場合は、基準額から当該支給額を差し引いた金額を交付し、宿泊費の支給がある場合は、実際に支払った額から当該支給額を差し引いた金額を実費として交付する。	次に掲げる交通費とする。 (1) 県外在住者 在居住地に応じて設定した基準額の1/2の額 (2) 県内在住者 在居住地及び採用活動等実施事業所の所在地に応じて設定した基準額の1/2の額（ただし、在居住地及び採用活動等実施事業所の所在地が同一区域である場合には、交付しない。） ※ 法人等から基準額の1/2の額を超える支給がある場合、基準額の1/2の額から超過分を差し引いた金額を交付する。
申請回数	一人2回まで（職場いきいきアドバンスカンパ	一人1回まで

上限	ニー認証企業が実施したインターンシップ等に参加した者は3回まで)	
その他の要件	次に掲げる全ての要件を満たすこと (1) インターンシップ等を実施した法人等が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと (2) インターンシップ等を実施した法人等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと (3) インターンシップ等を実施した法人等が申請者にとって3親等以内の親族が役員などの経営を担う職務を務めているものでないこと (4) 交付対象者として、知事が不相当と認めた者でないこと	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 内定先の勤務地が県内に所在すること (2) 内定先に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて採用される見込みであること (3) 内定先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと (4) 内定先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと (5) 内定先が申請者にとって3親等以内の親族が役員などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと (6) 交付対象者として、知事が不相当と認めた者でないこと

別表第2 (第4条関係)

【長野県以外都道府県在住者に適用】

在住地域	都道府県名	基準額	基準額の2分の1の額
北海道	北海道	90,000円	45,000円
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	35,000円	17,500円
首都圏・東海・北陸	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県	17,000円	8,500円
近畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	24,000円	12,000円
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	50,000円	25,000円
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	90,000円	45,000円

【長野県在住者に適用】（上段：基準額、下段：基準額の2分の1の額）

事業所等所在地 在住地域	北信	東信	中信	南信
北信	1,000円 -	3,000円 1,500円	4,000円 2,000円	5,000円 2,500円
東信	3,000円 1,500円	1,000円 -	5,000円 2,500円	5,000円 2,500円
中信	4,000円 2,000円	5,000円 2,500円	1,000円 -	3,000円 1,500円
南信	5,000円 2,500円	5,000円 2,500円	3,000円 1,500円	1,000円 -

※北信 埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市

※東信 南佐久郡、北佐久郡、小県郡、上田市、小諸市、佐久市、東御市

※中信 諏訪郡、木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡、松本市、岡谷市、諏訪市、大町市、茅野市、塩尻市、安曇野市

※南信 上伊那郡、下伊那郡、飯田市、伊那市、駒ヶ根市

(様式第1号の1)

長野県知事 様

年 月 日

現住所
氏名
電話番号

シューカツNAGANO応援助成金交付申請書兼実績報告書（インターンシップコース）

標記助成金の交付を受けたいので、下記のとおり交付申請及び実績報告をします。
なお、下記4について誓約するとともに、5に掲げる行為を長野県が行うことについて同意します。

記

1 申請者

フリガナ					
氏名					
学校名		学年		学部・学科	
連絡先	電話番号				
	メールアドレス				
帰省先住所 (市区町村まで)					

2 申請内容

インターンシップ先	法人等名				
	所在地				
インターンシップの 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

3 申請額

4の合計額	円
-------	---

※要綱別表を基に記載してください。法人等から交通費の支給がある場合は、基準額から当該支給額を差し引いた金額を交付し、宿泊費の支給がある場合は、実際に支払った額から当該支給額を差し引いた金額を記載してください。

4 経費の内訳

(1) 交通費

主な交通手段	新幹線・電車・高速バス・飛行機・その他 ()
法人等からの補助額	円
申請額	円

(2) 宿泊費

宿泊日	年 月 日 ~ 年 月 日
宿泊施設名	
実際に支払った 宿泊費	円
法人等からの補助額	円
申請額※	円

※1泊当たり5,000円を超える場合には1泊5,000円として計算してください。

4 誓約事項

- 本助成金と趣旨を同じくする国又は地方公共団体の補助金等を受給しないこと。
- 長野県が開設する就活支援ポータルサイト「シューカツNAGANO」のメールマガジンの登録を行っていること。

5 個人情報の提供等に関する同意

必要がある場合には、訪問先の法人等に訪問内容等を確認すること。

6 必要書類

- ・ (様式第2号の1) インターンシップ等参加証明書
- ・ インターンシップ等の実施内容の詳細がわかる書類 (案内通知やスケジュール表等)
- ・ 宿泊費を支払ったことを証明できる書類など (宿泊費を支払った際の領収書等)
- ・ 学生証の写し
- ・ 現住所を確認できる書類
(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書及び複数月分の家賃振込明細等の写し、複数月分の公共料金領収書等)

(様式第1号の2)

長野県知事 様

年 月 日

現住所
氏名
電話番号

シューカツNAGANO応援助成金交付申請書兼実績報告書(就職活動コース)

標助成金の交付を受けたいので、下記のとおり交付申請及び実績報告をします。
なお、下記4について誓約するとともに、5に掲げる行為を長野県が行うことについて同意します。

記

1 申請者

フリガナ					
氏名					
学校名		学年		学部・学科	
連絡先	電話番号				
	メールアドレス				
帰省先住所 (市区町村まで)					

2 就職活動訪問先

訪問先	法人等名				
	所在地				
訪問日	年	月	日		
訪問目的	筆記試験・面接試験・内定式・その他()				
内定日 (内々定日含む)	年	月	日		

3 申請額

主な交通手段	新幹線・電車・高速バス・飛行機・その他()				
法人等からの 交通費補助額	円				
申請額※	円				

※要綱別表を基に記載してください。法人等から基準額の1/2の額を超える支給がある場合、超えた分について基準額の1/2の額から差し引いた金額を記入してください。

4 誓約事項

- 本助成金と趣旨を同じくする国又は地方公共団体の補助金等を受給しないこと。
- 卒業後に上記内定した法人等に就職し、県内に居住する意思を有していること。

5 個人情報の提供等に関する同意

必要がある場合には、訪問先の法人等に訪問内容等を確認すること。

6 必要書類

- (様式第2号の2) 内定等証明書
- 採用活動等の詳細がわかる書類(選考試験や内定式の案内通知等)
- 学生証の写し
- 現住所を確認できる書類
(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書及び複数月分の家賃振込明細等の写し、複数月分の公共料金領収書等)

(様式第2号の1)

インターンシップ等参加証明書

1 参加学生情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 インターンシップ等情報

受入法人等名								
受入法人等の資本金又は出資金の総額 ※30億円未満であること	円	常時雇用する従業員数 ※1,000人未満であること	人					
職場いきいきアドバンスカンパニー	認証番号	認証期間						
実施場所 ※長野県内に限る	事業所名							
	所在地							
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日							
実施内容	<ul style="list-style-type: none">1日のインターンシップ等においては就業体験を含む概ね6時間以上のプログラムを実施した。2日以上インターンシップ等については就業体験を含む概ね1日当たり4時間以上のプログラムを2日以上実施した。就業体験を主目的としたものである。							
	(主な体験内容)							
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>詳細</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>			名称	詳細			
名称	詳細							
参加学生に対する補助 支給していない場合は0を記載してください。	交通費	円						
	宿泊費	円						

上記のとおりインターンシップ等を実施したことを証明します。

年 月 日

所在地

法人等名

印

代表者名

電話番号

担当者

(様式第2号の2)

内定証明書

1 内定者（内々定者含む）情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動等情報

実施日	年 月 日	
実施内容	筆記試験・面接試験・内定式・その他（ ）	
実施場所 ※長野県内に限る	法人等所在地と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)	
内定日 (内々定日を含む)	年 月 日	
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記採用活動等を行った際の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円	
入社予定日	年 月 日	
勤務地の所在について (該当する欄に○をつけてください)	A. 長野県内にある	B. 長野県内 にない (助成金支給対象外)
週20時間以上の無期雇用契約の締結について (該当する欄に○をつけてください)	A. 締結する	B. 締結しない (助成金支給対象外)

3 確認事項

以下の確認事項について (該当する欄に○をつけてください)	A. 全て該当する	B. A以外 (助成金支給対象外)
(1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (3) 官公庁等でないこと。 (4) 内定者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。		

上記のとおり採用活動等を行い、採用を内定（内々定）していることについて証明します。

年 月 日

所在地

法人等名

印

代表者名

電話番号

担当者

(様式第3号)

長野県知事 様

年 月 日

〒

現住所

氏名

電話番号

シューカツNAGANO応援助成金請求書

交付申請及び実績報告した標記助成金について、額の確定があったときは、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 助成金振込先 (必ず請求者(申請者)本人名義の口座を記入してください。)

金融機関名	
本支店名	
預金種別 (いずれかに○)	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

※助成金の確定額は、交付申請額と異なる場合があります。